

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

生活保護法の改正により、健康上の課題を抱える生活保護受給者の支援を行う「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月から必須化されることに伴い、串間市福祉事務所において事業方針を策定するために必要となる、被保護者にかかる医療に関する情報の調査及び分析を行うための業者を選定することを目的とする。

2 募集内容

(1) 委託業務名

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託仕様書」

(3) 業者設定方法

公募によるプロポーザル方式により実施

(4) 委託業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 委託金額

2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(4) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑

- 以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市から指名停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 理事及びその役員が、串間市暴力団排除条例（平成 23 年串間市条例第 21 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。
 - (7) 本事業の趣旨を十分に理解した上で、本市と目的を共有し、業務委託を的確に遂行できること。
 - (8) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。
 - (9) 国税及び地方税を滞納している法人でないこと。

4 実施手順

- (1) 公募開始
本市の公式サイトで公表する。
- (2) 質問の受付
本要領に関する質問は、質問書（様式第 1 号）に記載し、提出すること。
 - ア 提出期限
令和 2 年 10 月 5 日（月） 17 : 15 必着
 - イ 提出先
串間市福祉事務所 自立支援係
代表アドレス〈hogo@city.kushima.lg.jp〉に電子メールで提出すること。
- (3) 質問の回答
提出された質問事項を取りまとめ、令和 2 年 10 月 9 日（金）までに質問者に対し質問回答書（様式第 2 号）を電子メールにて送付する。
- (4) 参加申込書の提出
 - ア 提出書類
 - ① 被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託プロポーザル参加申込書（様式第 3 号）
 - ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ③ 納期が到来した都道府県税、法人税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
 - ④ 決算書（直近 1 期分）
 - イ 提出期限
令和 2 年 10 月 15 日（木） 17 : 15 必着

ウ 提出先
申間市福祉事務所 自立支援係

エ 提出方法
郵送又は持参

(5) 参加資格確認及び通知

参加申込書を提出した者については、参加資格を満たす者か否かを審査する。審査結果については、被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託結果通知書（様式第4号）により通知する。

(6) 企画書の提出

次のとおり提出書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

① 被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務プロポーザル提案書（様式第5号）に必要事項を記載し、代表者名義を押印のこと。

② 企画書（様式第6号）

「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託仕様書」に基づく企画内容の提案。

ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益と思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

③ 会社概要書（任意様式）

会社パンフレットでも可

④ 業務実施体制（任意様式）

⑤ 見積書（任意様式）

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出期限

令和2年10月16日（金） 17:15 必着

エ 提出先

申間市福祉事務所 自立支援係

オ 提出方法

郵送又は持参

(7) プレゼンテーション及び審査

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、選定審査委員会を設置し、企画書等を資料として、プレゼンテーション形式で実施するものとする。

ア 日時

令和2年10月21日(水) 時間は別途通知する

イ 場所

串間市総合保健福祉センター 2階研修室

ウ 時間配分

概ね40分(説明20分、質疑20分)

エ プレゼンテーションの方法

- ① 当日は、事前に提出した企画書等の資料を基にプレゼンテーションを行うものとする。追加資料の提出は市が求めた場合を除き認めない。
- ② プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。
- ③ 説明にパワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。その場合のプロジェクターは当方で準備するので、事前に申し出ること。

(8) 評価項目

評価項目については、別紙「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託 評価基準表」のとおりとする。

(9) 優先交渉権者の決定

ア 評価

評価は、提出された提案書及びプレゼンテーションを基に、選定委員会が評価基準に基づき審査する。

イ 優先交渉権者の決定

- ① 選定審査委員会は、各委員の評価において最高得点とした委員数の多い方を優先交渉権者とする。なお、最低基準点は全評価合計点の6割とする。また、最高得点をつけた委員が同数の場合については、選定審査委員会の合議により決定するものとする。
- ② 選定審査委員会は、優先交渉権者に決定した旨を通知するものとする。優先交渉権者が契約を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を選定審査委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(10) 審査結果

審査結果については、各応募者へ審査結果通知書(様式第7号)により通知する。なお、通知内容については、優先交渉権者の法人格のみとし、点数等の開示は行わない。

5 スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりです。

①実施要領等の公表	令和2年10月1日
②実施要領等に関する質問受付	令和2年10月1日～10月5日
③質問回答期限	令和2年10月9日
④プロポーザル参加申込受付	令和2年10月9日～10月15日
⑤参加資格結果通知	確認次第通知する。
⑥企画提案書	令和2年10月9日～10月16日
⑦プレゼンテーション及び審査	令和2年10月21日
⑧審査結果の通知	別途通知する。

6 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本要領に定めるもののほか、必要に応じ、追加資料を求める場合がある。
- (3) 受付期間終了後、提出された書類等の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (4) 提出書類の取り扱いは次のとおりとする。
 - ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし選定審査委員会が本件プロポーザルに関する報告や公表のため、必要な場合は提案者の承諾を得ず、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
 - イ 提出書類は返却しない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (5) 提出した参加申込書を取り下げる場合は、任意様式を作成し、速やかに提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - ア 「3 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし、申請書類に誤字や脱字など軽微な不備がある場合に限り、市や別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - エ 特別の事情がなく指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた場合
 - オ 応募者が審査関係者に対する不正な活動を行ったと認められた場合
- (7) 本事業の取組や成果については、広報誌など本市の各種広報媒体で公開する場合がある。
- (8) 新型コロナウイルスの影響によりプレゼンテーションの実施が困難と

判断した場合は、プレゼンテーションの場所及び日程又は、書類選考に変更するなどの対応を行うものとする。

その場合については、別途通知する。

7 担当部署（問合せ先）

串間市福祉事務所 自立支援係

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

TEL : 0987 - 72 - 1123（内線 504）

FAX : 0987 - 72 - 0310

E-mail : hogo@city.kushima.lg.jp

(別紙)

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託 評価基準表	
評価対象	評価の着目点
事業実績	・本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか（他自治体での同調査・分析業務などについての実績）
事業執行体制	・本事業に有効な知識を有しているか ・ノウハウ・経験を有した担当者配置をしており、本事業を実施できる業務執行体制となっているか ・担当者は市の意図を理解し、明瞭かつ迅速な回答能力及び業務遂行能力を有しているか
スケジュール	・本事業を遂行するために適切なスケジュールが設定されているか、またスケジュールの進捗管理についての能力を有しているか
安全管理体制	・個人情報保護法に基づき、適正に管理・保護ができるか ・情報セキュリティに関する体制が整備されているか
企画・内容	・調査・分析の手法や成果物の形式は妥当であるか
分析の汎用性	・福祉事務所が事業方針を設定するのに十分な分析であるか
被保護者へのPRツール	・被保護者が健康管理支援事業を受ける気になる分かりやすいPRツールであるか。（チラシ等）
独自提案	・上記以外で提案する独自の提案について、専門的技術支援など事業実施に有用なものであるか
見積金額	・見積金額は妥当か